

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	神戸植物防疫所業務部種苗担当
部署の業務内容	港に輸入される種苗類の検疫、郵便物として輸入される植物の検疫、及び農林水産大臣の特別許可で輸入される輸入禁止品の取締り

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	日頃から丁寧、誠実、親切な対応を心がけている。特に農林水産大臣の特別許可の取締り業務においては、書類の提出時期、内容等について複雑であり申請者とのやりとり時間に時間を要することがあったため、本年1月からメールの添付ファイルで事前に内容をチェックする体制を取り入れた。これについては申請者から好評を得ている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情等の対応方法は所内である程度ルール化されていたが、4月以降は農林水産本省の「外部からの提供情報の管理」に基づいた情報管理体制のもとで対応していくこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	輸入される種苗類と郵便物で輸入される植物の検疫業務は日頃より輸入者、通関代理店等に検査結果を通知し、政策目的を適切に説明してきており、今後とも継続していくこととしている。また、農林水産大臣の特別許可の取締りにおいては、迅速な書類審査を心がけるとともに、輸入禁止品の保管施設を巡回し、保管状況をチェックする際に、政策目的の説明を行うだけでなく申請者からの要望も聴取した。メールによる書類の事前チェックなど要望が出されたものについては意見を取り入れ、採用している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	遺伝子組み換え植物の検査のための収去(米国産トウモロコシ種子)を担当しているが、検査部門(横浜植物防疫所)と連携をとって、適切に対応している。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	上記業務はBSE発生後の新たな業務である。立入検査の実施要領を設け、その中で検査方法を定めており、科学的な知見や証拠に基づいて検査を担当する横浜植物防疫所で検査が行われている。他部署に関し、この業務は消費・安全局農産安全管理課が主管であるが、事故米対応を踏まえサンプル収去は事前通告なしで行うよう昨年10月に指示があった。輸入者や通関代理店の施設に搬入された荷口を検査する事故米では、無通告でも関係者の立会を求めることは可能であるが、輸入検疫業務は港頭地域のコンテナヤードや保税上屋で、立会人となるべき輸入者や通関代理店の所在地とは離れている場合があるので、事前通告なしでは立会者が立ち会えない状態となった。このため、輸入検疫の流れの中で収去している我々の実態と事前通告でも不正な操作がなされない状況に荷口がおかれていることを説明し、昨年12月やむを得ない場合は事前通告でのサンプル収去しても差し支えない旨通知された。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生 of 未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○	
		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			